記　　載　　例

様式第５(第55条関係)

※印の欄は県で記入します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 解体業 | 許可許可の更新 | 申請書 |

|  |  |
| --- | --- |
| ※許可番号 | 第20373\*\*\*\*\*\*号 |
| ※許可年月日 | 令和○年○月○日 |

令和○年○月○日

香川県知事　殿

〒　＊＊＊－＊＊＊＊

住　　　　所　香川県○○市・・・・・・

氏　　　　名　株式会社○○

　　　　　　　代表取締役　○○

電 話 番 号： ＊＊＊－＊＊＊－＊＊＊＊

電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ： abcde@efg.mail.co.jp

使用済自動車の再資源化等に関する法律第６１条第１項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可の更新を申請します。

|  |
| --- |
| 事業所の名称及び所在地 |
|  | 名称 | ○○株式会社 |
| 所在地 | 〒＊＊＊－＊＊＊＊香川県○○市・・・・・・電話番号＊＊＊－＊＊＊－＊＊＊＊ |
| 事業の用に供する施設の概要 | 使用済自動車保管施設：250㎡（最大50台）解体自動車保管施設　：250㎡（最大50台）解　体　作　業　場　：鉄骨スレート平屋建、延べ床面積200㎡、ためます有 |
| 他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） | 都道府県・市名 | 許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） |
| ○○県 | 破砕業　第\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*号 |
| 他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） | 都道府県・市名 | 許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） |
| ○県 | 第\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*号(収集運搬業)第\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*号(処分業) |
| 解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限 | ○○株式会社○○使用済自動車置場所在地　　○○県○○郡・・・・・・面　積　　 ○○㎡保管量の上限　　○○台 |
| 役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。） |
|  | (ふりがな)氏　名 | 役職名 | 住所 |
| （ふりがな）○○　○○　　・　　・　　・ | 代表取締役取締役監査役　　・ | ○○県○○市・・・・・・　　　　　・　　　　　・　　　　　・ |
| 令第５条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。） |
|  | (ふりがな)氏　名 | 役職名 | 住所 |
| （ふりがな）○○　○○ | ○事業所長 | ○○県○○市・・・・・・ |
| 法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。） |
|  | (ふりがな)氏　名 | 住所 |
|  |  |  |
| 法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。） |
|  | 名　称 |  |
|  | (ふりがな)代表者の氏名 | 住所 |
| 住　所 | （郵便番号）　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号 |

|  |
| --- |
| 法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。） |
|  | (ふりがな)氏　名 | 役職名 | 住所 |
|  |  |  |  |
| 発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。） |
|  | (ふりがな)氏名又は名称 | 住所 | 保有する株式の数又は出資の金額 |
| （ふりがな）○○　○○ | ○○県○○市・・・・・・ | 1,500株（発行済株式総数5,000株） |
| 標準作業書の記載事項 |
|  | 使用済自動車及び解体自動車の保管の方法 | 　保管場所の範囲を明確にし、保管基準を遵守して保管する。積み重ねは、整然と行う。破損車など油等の漏えいのおそれのある車両は、保管しない。 |
| 廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法 | 　廃油、廃液の回収は、解体作業場で実施する。万一、油等が漏えいした場合は、作業場内のためますに溜まり、場外へは流出しない構造になっている。　事業所の排水経路の終末には、油水分離槽を設置し、事業所外への油の流出事故の防止を図っている。 |
| 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。） | 鉄骨スレート平屋建の解体作業場内にて手作業により解体を行う。バッテリー等の事前回収物品の回収、保管、引渡しは法令に基づき実施する。エアバッグ類は機械式を除き、メーカー等の定める引取基準に従い車上展開により処理する。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。） | 　毎日、始業前、終業後に点検を行い、その際、溜まっている油分があれば清掃を行う。 |
| 使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法 | 産業廃棄物の保管場所に保管し、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。 |
| 使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法 | 　油等の漏えいの危険性のない物は、露天土間の保管場所にて保管するが、そのおそれのある物は、解体作業所と同一の建屋内に保管場所を設け保管する。 |
| 使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法 | 　廃棄物処理基準を遵守し、原則、自社の運搬車両にて運搬する。運搬を委託する場合は、産業廃棄物収集運搬業者に委託する。 |
| 解体業の用に供する施設の保守点検の方法 | 　各機器のマニュアルに従い、自社若しくは販売店等に委託して、定期的に保守点検を行う。 |
| 火災予防上の措置 | 解体作業場及び可燃性物品の保管場所は火気厳禁とする他、消防法及び〇〇市火災予防条例を遵守し、消防用設備等の設置並びに保守及び点検を実施する。 |
| △手数料欄 ※申請手数料分の県証紙を貼付県証紙1万円県証紙1万円県証紙1万円県証紙1万円県証紙1万円県証紙1万円県証紙1万円 |